

議 会 定 例 会 会 議 録

平成 2 6 年 6 月 1 6 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第2号）

平成26年6月16日

- 開 議 午前9時30分
- 日程第1 報告第4号 専決処分の報告について
(損害賠償額の決定及び和解)
- 日程第2 議案第20号 専決処分の承認を求めることについて
(岩出市税条例等の一部改正)
- 日程第3 議案第21号 専決処分の承認を求めることについて
(岩出市都市計画税条例の一部改正)
- 日程第4 議案第22号 専決処分の承認を求めることについて
(岩出市国民年金保険税条例の一部改正)
- 日程第5 議案第23号 専決処分の承認を求めることについて
(岩出市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する
条例の一部改正)
- 日程第6 議案第24号 専決処分の承認を求めることについて
(岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償
に関する条例の一部改正)
- 日程第7 議案第25号 専決処分の承認を求めることについて
(平成25年度岩出市一般会計補正予算第5号)
- 日程第8 議案第26号 専決処分の承認を求めることについて
(平成25年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算第4
号)
- 日程第9 議案第27号 専決処分の承認を求めることについて
(平成25年度岩出市介護保険特別会計補正予算第4号)
- 日程第10 議案第28号 専決処分の承認を求めることについて
(平成25年度岩出市下水道事業特別会計補正予算第4号)
- 日程第11 議案第29号 専決処分の承認を求めることについて
(平成25年度岩出市墓園事業特別会計補正予算第4号)
- 日程第12 議案第30号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に
関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第31号 岩出市税条例の一部改正について
- 日程第14 議案第32号 岩出市障害程度区分認定審査会委員定数条例の一部改正に

ついて

- 日程第15 議案第33号 岩出市地域生活支援事業に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第34号 平成26年度岩出市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第35号 平成26年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第36号 平成26年度岩出市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第37号 市道路線の廃止について
- 日程第20 議案第38号 市道路線の認定について
- 日程第21 議案第39号 岩出市公共下水道（1614-3）下水管布設工事請負契約に

について

○松下議長 皆さん、おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、報告第4号につきましては、質疑、議案第20号から議案第39号までの議案20件につきましては、質疑、委員会付託です。

~~~~~○~~~~~

日程第1 報告第4号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解）

○松下議長 日程第1 報告第4号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解）の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

質疑は、自席でお願いいたします。

日本共産党議員団、増田浩二議員、質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 専決の12号の報告4号について、2点ほどお伺いをしたいと思うんです。

この専決処分については、防犯灯のポールそのものが転倒されて、そして瓦が破損したんだということになっています。

こういう点でいうと、この防犯灯自体の日常管理という点で、日常業務の上での点検体制というものを、そのもの自身が、岩出市ではどないなっているのかという点が1点と、本来、こういうような形で、ポールそのもの自身が傷んできたりとか、転倒するおそれがあるという場合があるのであれば、何らかのやっぱりその兆候かというのがあるのではないかと。そして、同時に、そういうような状況が近隣の住民の皆さんなんかからも、通報なんかがあるのではないかとというふうに考えると、ころがあるんですが、この辺のところはどうだったのかという、この2点についてお伺いをしたいと思うんです。

○松下議長 答弁願います。

生活環境課長。

○居谷生活環境課長 増田議員の質疑にお答えいたします。

防犯灯ポールの点検については、職員が現場へ出向いた際、点検を行っていますが、ポールの腐食対策には苦慮しているところでございます。

転倒当日は、悪天候の中で突発的に発生したことから、近隣の方や自治会等から

の通報はありませんでした。

○松下議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 防犯灯のポールについては、職員が点検しているということでしたね。そういう点でいうと、この岩出市内で職員が点検しなければならない防犯灯のポール、これについては、どのぐらい岩出市内であるのか。そういう点については、どのような日常的に定期点検というようなものが、年に何回か行われているとかというようなことはあるんでしょうか。

それと、もう一点は、通報はなかって突発的にそういう状況が起きたから、こういう対処になったというんですが、幾ら突発性があったとしても、そういう根元のほうで腐食しているとかという、そういう状況なんかは、全く倒れた後の状況から見ると、そんな状況というのはなかったんでしょうか。この点だけお伺いしたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

生活環境課長。

○居谷生活環境課長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

まず、ポールの数ですけれども、市内全域にて156カ所となっております。

年間の定期点検についてですけれども、今現在、防犯灯台帳の再整備ということで、今、調査を行っております。その中でポールの状況を確認するようにいたしております。

なお、また、転倒したポールですけれども、私も現場を見ましたけれども、どこが破損していたというような、根元を見ても、ちょっと判断しにくい状況でございました。

以上です。

○松下議長 再々質疑ありませんか。

これで、日本共産党議員団、増田浩二議員の質疑を終わります。

以上で、報告第4号に対する質疑を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第4 日程第2 議案第20号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例等の一部改正）～

日程第21 議案第39号 岩出市公共下水道（1614－3）下水管布設工事請負契約について

○松下議長 日程第2 議案第20号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例等の一部改正）から日程第21 議案第39号 岩出市公共下水道（1614-3）下水管布設工事請負契約までの議案20件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言時間の制限を行った上、順次発言を許します。

質疑は、発言席からお願いいたします。

1番目、日本共産党議員団、増田浩二議員、質疑時間40分以内で、通告した議案を一括して、議案ごとに質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 質疑通告に基づきまして、質疑をさせていただきたいと思います。

まず、議案第24号、特別職の職員で非常勤の報酬、費用弁償に関する一部改正がありますが、この条例を見てみますと、新しく下水道工務課設計施工嘱託員ということが新たに設けられています。その中では、月額26万円という形で、新たに設けられるわけなんですけど、この中で、この嘱託員に対して26万円という額が示されているんですけど、この理由はどういうものなのかという点をお聞きしたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

上下水道業務課長。

○梅田上下水道業務課長 増田議員の質疑にお答えいたします。

下水道工務課設計施工嘱託員の報酬につきましては、下水道事業量の増大に伴い、経験豊富で高度な技術力を持った人材の確保が必要となり、先進自治体に適任者を求め、前勤務地の勤務条件を考慮して定めたものでございます。

○松下議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 この条例そのもの自身は、専決というふうな形になっているんですけど、新たにこの設計施工嘱託員という方については、もう既に、今もう6月なんで、これからこのお給料を払うという形にされているのか、それとも、4月、5月という部分についても、給料そのもの自身は払われているというような状況なんですか。この点をお聞きしたいと思うんです。

○松下議長 上下水道業務課長。

○梅田上下水道業務課長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

給料については、4月から支払いしております。

○松下議長 再々質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 今、4月、5月分は、もう給料として支払われているということでした。そうであるとしたら、本来、人事異動との関係があるとは思いますが、そうなる、なぜ、もう4月、5月分を払っているのであれば、4月には、そういう予定というのが見通せるわけなんですね。そんな中で、なぜ、今議会なのか。本来は、3月の議会に、そういうのを見越して、この3月議会を出してくるべき、そういう案件ではないかなというふうに思いますが、これがなぜ3月議会でなく6月議会になったのかという点だけお伺いをしたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

上下水道業務課長。

○梅田上下水道業務課長 増田議員の再々質疑にお答えいたします。

今回の嘱託員の決まりましたのが、最終的に、前勤務地の勤務条件等を考慮した中で決定しましたのが、3月の議会の議案提出に間に合わなかったということでございます。

○松下議長 次に、議案第25号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 次に、25号についてお聞きをしたいと思います。

25年度の一般会計の補正については、地方交付税の部分については、説明の中では、基準財政需要額がふえたために交付税の増額がされてきたという説明でした。その点では、市が計算している当初の基準財政需要額、この見積額は幾らだったのか。そして、また、交付税算定された25年度の基準財政需要額というのが幾らだったのか。また、その差額なんかは、どのような違いがあるのかという点をお聞きしたいと思います。

それと、衛生手数料の収入のところ、事業所の関係で、月額910万円ということが増額になっています。その点では、クリーンセンターに関して、この事業所、月額910万円の増というのが、どのような影響を与えていると見ているのか。また、市として、この910万円増のごみ量という部分については、どのくらいふえたというふうに捉えるのか、この点をお聞きしたいと思います。

もう一点は、財産管理費という形で、警備委託料というのが、264万7,000円の減額ということになっています。市として、この警備委託料の減額の、この中身について、どう捉えているのかという点と、市の警備委託という面、この点については、市としてはどのような基本的な考えを持っておられるのかという点をお聞きしたい

と思うんです。

4点目は、基金なんです。この基金の積み立てについては、各種基金に多額の金額が積み上げられてきています。合計では、6億6,000万円ということになっていきますが、都市計画事業基金、教育施設建設事業基金、財政調整基金や減債基金、公共施設整備基金など、合わせて、こういう6億6,000万円ということが行われてきているわけなんです。この中身については、この積立額については、事業の確定ということなんかで、あったから結果的にはこういう金額が残ったということになると思うんですが、市として、このような6億6,000万円が生まれてきたという点については、まず、どのように市として捉えているのか、この点をお聞きしたいと思います。

以上、4点、お聞きしたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

財務課長。

○小倉財務課長 増田議員の質疑にお答えいたします。

地方交付税、当初の基準財政需要額計算の見積額は、また、交付税算定された25年度の基準財政需要額はにつきましては、普通交付税の当初予算額は、平成24年度の交付実績及び地方財政計画における伸び率を勘案し計上しており、当初予算における基準財政需要額として、77億円を見込んでおりました。

また、算定による平成25年度の基準財政需要額は、79億9,593万9,000円となっております。

次に、3点目の、財産管理費として警備委託料が264万7,000円減となっているが、警備委託という点での基本的な考え方はにつきましては、庁舎の安全管理及び緊急時の連絡の確保でございます。具体的には、始業時、終業時の玄関等の開閉、備品等の火災、盗難の防止及び安全管理、郵便物、電報等の受理、来庁舎の対応及び出入りの確認、緊急事態時の関係職員への連絡等でございます。

次に、4点目の、基金積み立てにおいて、事業の確定などがあつたとはいえ、この6億6,000万円という金額が生み出されたことについて、どう捉えているのかということにつきましては、この一般会計補正予算（第5号）における基金の積み立てについては、平成25年度の事業執行において、予算編成時には見込むことが困難である歳入実績や事業の精算などによる増減差額を積み立てるものでございます。

○松下議長 クリーンセンター所長。

○山本グリーンセンター所長 増田議員、ご質疑の2点目、衛生手数料の質疑につい

てお答えいたします。

1キログラム当たりの処理手数料が10円となっていますので、ごみ量に換算いたしますと、910トンの増となります。

○松下議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 財産管理費のところ、警備委託料は264万7,000円と。これの関係なんです、これは、庁舎の管理の警備委託という部分のところだけで、この264万円というのが出てきたのか。それとも、それ以外のいろんな警備委託をされている中で、その積み上げがこの264万円というふうなものなのか、この辺がちょっとわかりにくかったので、再度、その辺をお聞きしたいと思います。

それと、基金なんです、今、お話が、積み上げがそういうような形になったんだということなんです、今回、補正の中では、減債基金ですね、減債基金にこの基金積み上げということがされてきていますが、この減債基金には、なぜこのような莫大なお金が積み上げられるのか、また、市として、この減債基金というところに積み立てていく、その理由は何なのかという点をお聞きしたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

財務課長。

○小倉財務課長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

警備委託につきましては、庁舎の部分だけでございます。それと、宿直とかの部分になります。機械警備は含んでございません。

それから、減債基金への積み立てでございますが、増加している内容としましては、下水道事業の地方債償還に伴う繰り出しや、臨時財政対策債の償還による公債費負担を緩和するために積み立てているものでございます。

○松下議長 再々質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 今、庁舎の警備なんです、庁舎だけで264万円ということであれば、今、庁舎の警備というのは、当初予算で警備の委託料というのはどれぐらい、これ見ていたのか。そして、それがもう一切、警備会社に委託されないで、これ、もう現在、職員対応されているのか、その辺はちょっとどうなのかというのがあれなんです。庁舎の警備関係という部分で、入札差額というのが、よく言われたときがあるんです。庁舎警備について、入札差額で金額が減ったというのがあったとしても、この264万円というのは、余りにも庁舎警備という部分の経費という部分の中では、

非常に大きい、額としては、大きな部分に当たるのではないかと私は思いますので、その辺、今の現状はどうかという点だけお聞きしたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

財務課長。

○小倉財務課長 増田議員の再々質疑にお答えいたします。

警備委託の当初予算計上額は、780万7,000円です。

それから、宿直はもう随分長い、随分以前に、廃止をしてございます。

○松下議長 次に、議案第26号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 次に、26号について質疑をしたいと思います。

この議案については、25年度の国保関係における補正なんですけど、この中では一般会計に1,561万9,000円というものが繰り戻されるというのですか、繰り出されているという内容になってはいますが、一般会計にこの国保会計の中から繰り出さなければならぬ、その理由はどういうものなのかという点が1点と、現在の国保における基金の積立額、これ今、この国保の基金の積立額というのが幾らなのかというのを、2点お聞きしたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

保険年金課長。

○坂口保険年金課長 増田議員の質疑にお答えします。

1点目、一般会計への1,561万9,000円の繰り出し理由についてお答えします。

国保事業において、国保会計の安定した財政運営を行うため、保険税負担緩和分として、一般会計から国保特別会計へ繰り入れを行っております。

この繰り入れには、制度化された、いわゆるルール分の繰入金、本年度においては、3億3,126万2,000円と、国保会計において、赤字決算が見込まれる場合、緊急避難的に財源補填された、いわゆるルール分以外の繰入金があり、本年度においては、2,351万6,000円を繰り入れております。

このルール分以外の繰入金について、国保会計において黒字決算が見込まれる際に返還することとしており、今回、黒字決算が見込まれることから、一般会計より財源補填された一部を返還するものであります。

2点目の、国保における基金積立額は、90万円となっております。

○松下議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 今、国保における基金の積立額というのが、わずか90万円というお答えでした。

この国保における基金という、その必要性について、本来は、国保における基金を積み立てなければならないという、この基金積み立ての必要性という部分については、どのような形になっているのでしょうか。

○松下議長 答弁願います。

保険年金課長。

○坂口保険年金課長 増田議員の再質疑にお答えをします。

基金の積み立てにつきましては、国保における保険給付費等の支払いが困難な場合のために基金として繰り入れ、積み立てているものでございます。

しかしながら、今回、90万円ということで、基金を積み立ててございます。この基金につきましては、以前に出産の貸付制度というのがございまして、360万円の貸し付け基金を持ってございました。それが出産費の直接支払制度というものが施行されまして、その際に360万円を取り崩して、一般会計に負担割合に応じて90万円を積み立てたものでございます。

本来、そういう保険給付のための基金でございしますが、今、そういう国民健康保険の運営は非常に厳しい状況であり、まして、この一般会計から繰り入れた緊急避難的に入れたものについては、基金に積み立てるべきものではないというふうに考えてございまして、今回、一時借り入れのものを返還したものでございます。

○松下議長 再々質疑ありませんか。

これで、議案第26号の質疑を終わります。

次に、議案第27号の質疑をお願いいたします。

○増田議員 27号について、介護保険の補正についてお聞きをしたいと思います。

この補正予算を見てみますと、居宅介護サービス給付という部分について、本当に非常に大きな額が減額されてきています。その額は、1億2,462万円という、本当に大きな額になってきているわけです。

当初は、施設から介護へという、そういう部分について、介護面で大きくシフトされることが見込まれるから、こういう予算を組んだんだという説明でした。この点では、市は、そういうふうに見積もったけれども、岩出市の実態はどうだったのかという点、お聞きをしたいと思います。

それと、介護保険料という面、こういう面にも、やっぱりそういう点でいうと、こういう見込み違いという部分というのですか、そういう額なんかは介護保険料に

も反映してくるといふ一面もあるわけなんですけど、こういう点では、介護における市民ニーズ、また、岩出市の現状把握という点については、どのように行ってきたらいいんでしょうか。

○松下議長 答弁願います。

長寿介護課長。

○明渡長寿介護課長 増田議員のご質疑にお答えします。

居宅介護サービス給付費が1億2,462万円の減額となっていることについては、例年、給付費の伸び率、5～7%を加味して予算を積算しましたが、平成25年度では、1%の伸びにとどまったということが主な要因となったものです。本市の実態につきましては、施設介護サービスについては、平成24年度、延べ3,002人に対し、平成25年度は、延べ2,900人となり、延べ102人減少していますが、施設から居宅にシフトしたのではないかと考えております。

本市の現状及び市民ニーズの把握についてですが、介護保険制度においては、3年を計画期間とする介護保険事業計画作成前に、高齢者を対象にしたアンケート調査を実施し、介護サービスや介護予防等についてのニーズ把握を行うとともに、介護サービスの給付実績や要介護認定者の推移、高齢者人口の推計等から現状把握や3年間の事業量の伸びを見込み、今後必要となる給付費等と、それに対応できる介護保険料の設定を行うこととなっています。

○松下議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 今、24年度で3,002人と、それに対して、25年度が2,900人という説明でした。この点では、当初よりも大きく減っているわけなんですね。実際には、このように、24年度から25年度までで、こういうふうに、むしろ当初は市としては、施設から居宅になるんだという形で、ふえるという見込みをしておきながら、市としては結果的には、利用者の人数については、24年度3,002人から2,900人で、逆に減っているということについて、その原因というのは何だったのかという、この点について、市はどのように捉えているんでしょうか。原因は、こういうふうに、なぜその原因が生まれたのかという点、この点だけお聞きをしたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

長寿介護課長。

○明渡長寿介護課長 増田議員の再質疑にお答えします。

岩出市においては、団塊の世代が65歳に到達し、高齢化の上昇とともに、要介護、

要支援認定者数は増加しておりますが、65歳以上の高齢者人口に対しての認定率は、減少傾向であります。認定率が低いということは、元気な高齢者が比較的多いということになります。

要支援の認定者が増加してきたことにより、こういう結果が生まれたものと思っております。

○松下議長 再々質疑ありませんか。

これで、議案第27号を終結いたします。

次に、議案第31号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 31号については、1点だけお伺いをしたいと思うんです。

今回、この税条例の改正において、軽自動車税なんかも含めて、金額の見直しということが行われるわけなんですけど、個々の今回見直しされる部分についての影響額、こういう点で、どのような影響が出るんだという点の影響額についてお聞きをしたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

税務課長。

○松本税務課長 増田議員の質疑についてお答えいたします。

今回の軽自動車税の見直しによる影響額はについてでありますけど、今回の税条例改正により、原動機付自転車、二輪車及び小型特殊自動車につきましては、平成27年度から影響があらわれ、平成26年4月1日現在の課税台数で試算いたしますと、約855万円の増となります。また、三輪及び四輪の軽自動車につきましては、平成28年度から、その影響があらわれ、約2,711万円の増が見込まれます。

なお、今後の課税台数の増減等によっては、試算どおりにならないことを申し添えます。

○松下議長 再々質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 今、27年度と28年度ということでお答えいただいたんですが、ちなみに原付とか二輪、小型、各これ、三輪とか四輪ですね、これの今の現在の保有台数というのですか、その数字は、どのようなものなんでしょうか。

○松下議長 答弁願います。

税務課長。

○松本税務課長 増田議員のご質疑についてお答えいたします。

細かく申し上げますと、原動機付自転車、50 C C 以下は、26年4月1日現在で5,203台、50 C C 超90 C C 以下は368台、90 C C 超125 C C 以下は701台、ミニカーにつきましては37台、二輪で125 C C 超250 C C 以下は680台、それから二輪の小型自動車、250 C C 超は722台、三輪はございません。四輪で乗用営業用のものは2台、乗用自家用のものは1万4,905台、貨物用営業用のものは61台、貨物用自家用のものは3,460台、小型特殊自動車につきましては、農耕用のものが100台、その他につきましては37台でございます。

○松下議長 これでは、議案第31号の質疑を終わります。

これで、日本共産党議員団の質疑を終わります。

2番目、尾和弘一議員、質問時間30分以内で、通告した議案を一括して、議案ごとに質疑をお願いいたします

尾和弘一議員。

○尾和議員 おはようございます。

それでは、通告に従いまして、質疑を行いたいと思います。

まず、議案第20号について質疑をさせていただきたいと思います。

今回の条例改正についての内容であります。外国人法人とは何か、それから、外国税額控除制度の目的についてお聞きをしたいと思います。

それから、東日本大震災に係る控除の対象者数についてお聞きをしたいと思います。これについては、岩出市の住民ということで、ご理解をいただきたいと思えます。

それから、岩出市に上記言いました外国法人は、何法人あるのかということでもあります。

さらに、この条例改正の目的についてお聞きをしたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

税務課長。

○松本税務課長 尾和議員のご質疑についてお答えいたします。

まず、外国法人とは何かについてであります。法人税法で規定される外国法人とは、法の施行地、つまり国内に本店または主たる事務所を有しない法人でございます。

次に、外国税額控除制度の目的は何かについてであります。外国法人が第三国で得る所得について、日本と第三国の両方から課税されて、二重課税が生じる場合、その二重課税を排除するために創設されたものでございます。

次に、東日本大震災に係る控除の対象者数はどうかについてであります。岩出市内には控除の対象者数はございません。

次に、岩出市に何法人あるのかについてであります。外国法人についてお尋ねになりましたので、外国法人は岩出市にはございません。

次に、この条例改正の目的は何かにつきましては、地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、一部改正をさせる必要が生じたために、岩出市税条例の専決処分を行ったものであります。

以上です。

○松下議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 このいわゆる外国法人の概念の問題で、絡めてお聞きをしたいんですが、外国税額控除制度、この問題については、多くの課題があると思うんですね。今日、岩出市には外国法人はありませんが、大手の法人においては、外国法人、いわゆる内国法人ともに存在をしております。

結果的に外国法人、内国法人が外国で得た所得について、増減があるんですけども、赤字の場合は損金として、いわゆる国内の法人に対して課税から損金控除を行っている。ここに隠れみのを装って、実質的には、企業全体としては利益を上げているにもかかわらず、国内に所得税を払っていないという企業が存在することについてあるんですが、これについては岩出市として、どのようなご見解を持っておられるのか、まず、第1点、お聞きをしたいと思います。

それから、岩出市には、外国法人は存在しないということではありますが、外国法人をする場合は、3週間以内に法務局に届け出をして、法人化の設立を求めるわけではありますが、このないという日付については、いつの時点なのか、何日現在であるのかということをお聞きをしておきたいと思えます。

それから、この条例の改正の主な目的については、これは、平成25年の税制改正に伴って、大きく法人税の減税にシフトをした税制改正になっているわけですね。税制財政を確立するためには、一方では、大衆に消費税の増税をする、そして今回、31号でも出てきますけれども、軽自動車関係の増税を行うと、そういうこちらで減らして、こちらで大衆に税収を求めていくと、こういう目的が私はあると思うんですが、これについて岩出市の税務として、どのようなご見解を持っておられるのか、お聞きをしたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

税務課長。

○松本税務課長 外国法人ですが、外国法人に対する課税の原則については、従来から全て国内源泉所得を申告する総合主義を日本では採用しております。

一方で、世界的には、支店の帰属の所得に対してのみ課税する帰属主義を採用する国が多く、企業の多国籍化が進む現状において、諸外国との課税バランスを保つ観点から、総合主義から帰属主義へ、国際課税原則を見直すということで、今回の改正がされたものであります。

次に、消費税関係で、法人税率を下げ、軽自動車税を上げるのはというようなことですが、これにつきましては、議案第31号のほうになりますが、法人税法の法人税率の改正というのは、地域間の税源の遍在性を是正し、つまり、東京などの都市部で地方消費税が多額になることを是正するために、財政力格差の縮小を図るために、地方法人税が創設され、その財源を確保するために、法人住民税の法人税割の税率を引き下げるものであります。全体といたしましては、法人税の税負担が軽減されるものではございません。

また、軽自動車税につきましては、近年の技術革新により、小型車と軽自動車での性能、重量、価格について差が見られなくなったこと、課税台数の伸び率も顕著にあることにより、税制面でも是正が必要になったことから、今回、改正するものであります。

法人数のただいま現在の数で、岩出市に外国法人はございません。私が税務課に来てからも、外国法人はございません。26年4月1日現在です。

以上です。

○松下議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 軽自動車については、31号で詳しくまた質疑をさせていただきたいと思うんですが、今、ご答弁をいただきました。いわゆる総合課税で、グローバル化の中で、日本の法人が実質的に高い税金を払っていると。そうしますと、外国に企業が逃げていくからだという理由で、今回、法改正をするんだということなんですが、実際そうかといいますと、私は日本の法人税は本当に高いのかという課題に検討せざるを得ないんですね。

日本の法人については、社会保険料の負担とか、そういうものを加味しますと、日本の法人税というのは、世界の中でも上から3番目なんですよ、低いんですよ。それにもかかわらず、今回の改正をするということについては、矛盾があると思う

んですが、これについてのご答弁をいただきたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

税務課長。

○松本税務課長 法人税率の件につきましては、ご存じのように、現在、国で検討されているところでありますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○松下議長 次に、議案第22号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第22号、条例改正の国保税の問題であります。第2条による対象者数、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、23条の国保税の対象者数についてお聞きをいたします。

○松下議長 答弁願います。

保険年金課長。

○坂口保険年金課長 尾和議員の質疑の1点目、第2条による対象者数は、改正によるもので151人を見込んでおります。

2点目の、第23条による対象者については、改正によるもので、医療分として1,023人、後期高齢者支援分として1,023人、介護納付金分として334人を見込んでおります。

以上です。

○松下議長 これで議案第22号の質疑を終わります。

次に、議案第23号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第23号の質疑を行います。

退職報償金、消防法の関係であります。これによって、市の持ち出し額の総額は幾らと試算をされているのか、第1点、お聞きをしたい。

それから、階級及び勤務年数別に、消防団に入っている市職員数をお聞きをしたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

総務課長。

○藤平総務課長 議案第23号についてのご質疑について答弁をさせていただきます。

1点目の、市の持ち出し額は、総額幾らになるのかということにつきまして、今回の条例改正に係る退職報償金は、消防団員退職報償金支払責任共済契約に係る掛

金で支払っており、平成26年度の掛金の支払い額は、654万7,200円です。

なお、今回の条例改正に伴い、消防団員退職報償金は改められますが、現時点で掛金額の変更はないことから、市の持ち出し額は増額することはありません。

2点目の、階級及び勤務年数別の市職員数はどうかにつきましては、まず、消防団員となっている市職員は、24人です。

この中で、退職報償金に係る階級及び勤務年数別にしますと、30年以上の部長及び班長2人、25年以上30年未満の部長及び班長2人、20年以上25年未満の部長及び班長3人、15年以上20年未満の部長及び班長2人、10年以上15年未満の部長及び班長2人、5年以上10年未満の部長及び班長3人、3年以上5年未満の部長及び班長1人、10年以上15年未満の団員1人、5年以上10年未満の団員4人、1年以上3年未満の団員4人です。

以上でございます。

○松下議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 持ち出し総額については増減はないということで、掛金についても同じという理解でよろしいのでしょうか。それが第1点ですね。

それから、第2点目に、市職員の消防団の加入者24名についてであります。この方の所属については、これは一般的には市職員でありながら、消防団でご苦労されてあるわけですが、基本的には、やっぱり分離をすべきではないかと、消防団とね、市職員とは分離をしていくべきではないかと。それを申すのは、いわゆる勤務をしながら、消防団に消防団活動をするという制約があるわけで、一般的には余り好ましいことではないというように、私は思っております。

さらに、それに対して、退職金が報償金として支給される。市職員の退職金とプラスして、消防団の退職金ももらえると。こういうような制度は、やはりなくしていくべきだと、基本的にですね。そのように私は、この絡みで思っておるんですが、それについてのご見解をお聞きしたい。

○松下議長 答弁願います。

総務課長。

○藤平総務課長 尾和議員の再質疑についてお答えをいたします。

掛金については、変更はございません。増額することはありません。

消防団員と市職員、いわゆる兼職というのですか、兼ねるのではなくて、別々にすべきではないかということでございますけれども、一般の方が消防団員になっ

ていただければありがたいんですけども、なかなか人材の確保、我々も国のほうも努力をしておりますけれども、難しい面がございます。

尾和議員のおっしゃられる趣旨もわかると思いますので、今後の検討課題とさせていただきますけれども、市職員の方についてもご苦労いただいておりますので、今の段階では、この状況を続けさせていただきたいと思います。

それと、退職報償金の件ですけれども、これにつきましては、任命権者のほうから、兼職ということで認められている場合については、受け取ることについては問題はございませんので、今後、これに基づいて、今までどおりでさせていただきたいと考えてございます。

○松下議長 再々質疑ありませんか。

これで、尾和弘一議員の議案第23号の質疑を終結いたします。

引き続きまして、議案第24号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第24号の条例改正についてお聞きをしたいと思います。

非常勤の部分で、今回、嘱託員が3種類に分類されておりますが、その方の業務内容についてお聞きをしたいと思います。

それから、設計施工嘱託員として1万円上積みをされているんですが、その理由についてお聞きをしたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

上下水道業務課長。

○梅田上下水道業務課長 尾和議員の質疑にお答えいたします。

まず、上下水道工務課嘱託員につきましては、上水道に関する管理指導、下水道工務課嘱託員は、設計補助及び現場管理、下水道工務課設計施工嘱託員は、設計図面の作成、それから設計積算業務の補助及び現場管理を主な業務としております。

また、下水道工務課設計施工嘱託員の報酬につきましては、下水道事業の増大に伴い、経験豊富で高度な技術力を持った人材の確保が必要となり、先進自治体に適任者を求め、前勤務地の勤務条件を考慮して定めたものでございます。

○松下議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、ご答弁をいただきましたけれども、設計施工嘱託員ですね、この方については、国家資格というのですか、そういうものを所持された人なのかどうか、そういう制約があるのかどうか、これについてお聞きをしたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

上下水道業務課長。

○梅田上下水道業務課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

設計施工嘱託員の資格につきましては、特に市では定めておりません。ただ、経験につきましては、今回、事業量に伴い、経験豊富な技術力を持った方ということで、下水道の事業の経験が40年近くに上る方でございます。

○松下議長 尾和弘一議員。

○尾和議員 市は定めていないと言っているけれども、国家資格を持った保持者なのかということを知っておるんです。それについて、答弁をしてください。定めてなくても答弁。

○梅田上下水道業務課長 特にそういった資格はございません。資格については、特に持ってございません。

○松下議長 尾和弘一議員。

○尾和議員 この問題についてであります、やはり明確に、1万円、ほかの2種の人と上がるわけですから、そういう根拠というのか、市民にわかりやすいように、やっぱり説明する責任があると思うんですね。

今、お聞きしますと、設計等の補助をやっていただくとか、いろいろ言われましたが、その1万円の上積みする根拠というのは、これ私も今聞いた段階ではわかりません。その点について、再度、答弁をいただきたいと思えます。

○松下議長 答弁願います。

上下水道業務課長。

○梅田上下水道業務課長 尾和議員の再々質疑にお答えいたします。

今回の設計施工嘱託員につきましては、今までの嘱託員の上積みという考え方ではなく、下水道事業の増大に伴い、経験豊富で高度な技術力を持った人材の確保が市として必要となり、先進自治体に適任者を求め、前勤務地の勤務条件を考慮した結果のものでございます。

○松下議長 これで議案第24号の質疑を終結いたします。

しばらく休憩いたします。

午前10時45分から再開いたします。

休憩 (10時35分)

再開 (10時45分)

○松下議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続けます。

議案第25号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第25号、補正予算について質疑を行います。

風疹ワクチン接種者数の実績は、どうかという問題であります。男女別をお願いをしたいと思います。

それから、不動産売払収入、場所と平米数についてお聞きをしたいと思います。

重ねて、平米当たりの金額及びその基礎根拠となる金額というのは、どのように決められているのかお聞きをしたいと思います。

それから、区・自治会振興助成金について、これについて詳細に求めたいと思います。

それから、警備委託料の減額理由についてであります。これについてお聞きをしたいと思います。

養護老人ホーム入所の人数について、男女別にお聞きをしたいと思います。

それから、消防施設費、備品購入費のマイナスの内訳についてお聞きをしたいと思います。

それから、諸支出金3億6,600万円増額について、所見を求めたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

保健推進課長。

○福田保健推進課長 尾和議員のご質疑、風疹ワクチン接種者数の実績はどうかについてお答えします。

平成25年度における風疹ワクチン接種者数は、男性186名、女性505名の合計691名です。

以上です。

○松下議長 財務課長。

○小倉財務課長 尾和議員の質疑にお答えいたします。

2点目の、不動産売払収入について、不動産売払収入の場所と面積は、中迫223番1地先、47平方メートル、金屋338番地先、14.42平方メートル、金池15番5地先、0.50平方メートル、溝川90番地先、17.86平方メートル、溝川91番地先、9.67平方メートル、相谷46番地先、120.41平方メートル、金池182番地先、4.57平方メートル、西野340番2、15.95平方メートル、西野333番2、24.30平方メートル、原35番1地先、25.76平方メートル、西野305番2、16.40平方メートル、西野303番5、

12.41平方メートル、野上野233番18、24.59平方メートル、水栖345番2地先、3.41平方メートル、高塚183番17、134.47平方メートル、安上300番1地先、16.47平方メートル、川尻202番3、12.57平方メートル、高瀬82番3地先、14.13平方メートル、中黒525番1地先、7.19平方メートル、赤垣内99番5地先、14.15平方メートルでございます。

平米当たりの金額及び根拠については、普通財産売払事務取扱要綱により算定しております。

次に、4点目の、警備委託料の減額理由は何かにつきましては、入札差額でございます。

次に、7点目の、諸支出金3億6,633万6,000円増額について、所見を求めるにつきましては、この一般会計補正予算（第5号）における基金の積み立てについては、平成25年度の事業執行において、予算編成時には見込むことが困難である歳入実績や、事業の精算などによる増減差額を積み立てるものであります。

基金積み立てについては、後年度での事業実施などを考慮し、今後の財源調整を円滑に行うため、また、単年度の財政負担を避けるため、目的を持った基金への積み立てを行っております。

財政調整基金については、平成26年度以降での交付金等の減少に対応する資金として積み立てています。

減債基金については、下水道事業の地方債償還に伴う繰り出しや、臨時財政対策債の償還による公債費負担を緩和するため、積み立てています。

公共施設整備基金については、公共施設の計画的な整備を促進するため、財産収入のうち不動産売却収入を積み立てています。

地域福祉基金、土地開発基金については、運用益を基金に編入するものです。

○松下議長 総務課長。

○藤平総務課長 議案第25号の質疑についてお答えをいたします。

3点目の、区・自治会振興助成金につきましては、助成団体の団体数は383団体で、予算額としては1,580万8,000円を計上していましたが、交付申請のあった団体数は306団体で、実績は1,504万4,000円でありました。

次に、6点目の消防施設費、備品購入費の減額につきましては、当初、消防団小型動力ポンプ付積載車2台の購入を予定していましたが、うち1台は地元の消防団で購入する要望があり、消防関係施設等補助金により購入したため、減額するものでございます。

○松下議長 長寿介護課長。

○明渡長寿介護課長 尾和議員のご質疑にお答えいたします。

養護老人ホーム入所の人数はどうか、男女別についてですが、平成25年度末の入所者数は、男3人、女9人、計12人となります。

以上です。

○松下議長 財務課長。

○小倉財務課長 個々の案件の金額、平米単価につきましては、それぞれ現場によって異なりますので、先ほど申しあげました基準に基づいて算定をさせていただきます。

全体の平均でございます。平米当たり8,945円でございます。

○松下議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 不動産売買については、これはまた、後ほど、情報公開で具体的に求めたいと思いますが、今、答弁できないのであればですね、したいと思います。

それと、警備委託料の問題であります。先ほども若干議論がされておりますが、岩出市庁舎の警備というのは、一般的には私も理解不足だったんですが、夜間の警備だけであるのかなと思ったんですが、全体で700万円ということをおっしゃっていただきました。

警備内容を具体的に、どういう内容で、その金額、個別に求めたいと思います。

それから、消防施設費の備品のマイナスについてであります。今、ご答弁ありました。最近、この消防施設費で、消防のホースの先端の部分が盗難に遭うとということをおっしゃるんですが、岩出市の対応について、これも消防設備の関係で、どのような対応をされたのか、お聞きをしておきたいと思っております。

それから、風疹ワクチンの接種の問題であります。これ、男女によって、かなりの差がありますよね。約300人ぐらいあるんですが、主に女性が多くて、男性が180人程度という、この背景については、どうなんでしょうか。私は共同で受けないと、余り意味がないのかなと思うんですが、男性が少ないところを見ると、女性は母体の保持と赤ちゃんの健康な健やかな誕生を願っておられることはよくわかるんですが、男性の啓発というのは若干少ないのではないかなと。啓発活動をして、同時に受けていただくということが大切ではないかなと思うんですが、これについてのご見解をお聞きしたいと思っております。

○松下議長 答弁願います。

財務課長。

○小倉財務課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

警備委託につきましては、庁舎に警備員を派遣して常駐させるという内容でございます。

具体的な業務としましては、庁舎の開閉、備品等の火災、盗難等の防止及び安全確保等々でございます。

個別の金額ということでございますが、一括して入札をしております。警備員派遣についての入札でございます。

○松下議長 総務課長。

○藤平総務課長 尾和議員の再質疑の消防の関係で、ホース格納庫の中の管鎗の盗難の件についての対応でございます。

まずは、消防団長のほうから、消防団の団員のほうに巡回、いわゆるとられないようにという、いわゆる巡回ですね、その徹底を指示されてございます。市といたしましても、総務課のほうでも巡回をさせていただいております。

それから、管鎗に、今までは市の名称は入っていなかったんですけども、とれないペンキで、あるいはマジックで、市名を記入するというので、大きく「岩出市」というふうな記入をしております。

そのほか、一部の格納庫ですけれども、ドアをあけますと、ブザーが大きな音で鳴るという防犯ブザーの設置も、一部の格納庫については行ってございます。全ての格納庫につけるというのは非常に難しいことでございますので、一部のところにつけることによって、岩出市のドアをふたをあけると、大きな音になるというふうなことで、アナウンスされれば、とられないというように、我々は考えてございます。

あと、管鎗の一番自分の手元のほうに来るところに、ゴムの部分がございます。我々タイヤと呼んでおりますけれども、その部分がとっていく者にとっては、要らない部分ということで、そういうようなタイヤの部分だけをまとめて放られてあったというケースがございましたので、それをとれないようにボンドで固めてございます。これによりまして、岩出市の管鎗をとっても、役に立たないというふうなことで、これもアナウンス効果を期待しているところでございます。

いろいろな手段を講じておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○松下議長 保健推進課長。

○福田保健推進課長 尾和議員の再質疑にお答えします。

男女の間で差があるのはなぜかということですが、これは対象者自身が女性が19

歳から49歳までの妊娠を希望する女性、男性の方は、現在、妊娠中、妊婦さんの夫ということになってございまして、接種見込み者数がそれぞれ987人、483人と、もともと女性のほうが多くなってございます。

男性にも啓発を徹底することということで、もちろん女性への感染リスクの高い妊婦さんの旦那様におきましては、まず、母子健康手帳の交付時に、妊婦の旦那さんへのワクチン接種を積極的に勧奨し、ご希望の方には、同日申請、交付させていただいております。

それ以外にも、妊娠前の婚姻届け出時に啓発のチラシをお渡しし、助成事業の周知と感染予防を呼びかけております。

今後とも、いろいろな機会を通じまして、啓発活動を行ってまいりたいと思います。

以上です。

○松下議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 庁舎、いわゆるこれは庁舎についての警備なんです、これは岩出市庁舎のみなんです。今、ちょっと、その点が理解できなくて、当初の予算では、警備、ガードマンの設置については、私の記憶では300万円余りやったと思うんですけども、今、お聞きしますと700万円ということなので、機械とか、いろんな空調とか、いろいろな設備の関係で、個別にそれを委託契約されているのではないかなと思うんですが、その総額が700万円というのであれば理解できるんですが、その点について、もう一度、ご答弁をいただきたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

財務課長。

○小倉財務課長 尾和議員の再々質疑にお答えいたします。

今回、補正予算を計上しておりますのは、庁舎の夜間の人を置いての警備の部分でございまして。

○松下議長 次に、議案第26号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第26号について質疑を行います。

25年度の国保の補正予算であります、2款1及び9目、マイナスの要因についてお聞きをしたいと思います。

昨年と、前年度と比較して、どのような状況になるのかお聞きをしたいと思います。

います。

○松下議長 答弁願います。

保険年金課長。

○坂口保険年金課長 尾和議員ご質疑のマイナス要因はどうかと、昨年と比較してどうかについて、あわせてお答えします。

2款1項1目の一般被保険者療養給付費、19節の負担金・補助及び交付金のマイナス要因についてですが、本市国民年金保険加入者の平成25年中における通院などに要した診療費は増加していますが、それ以上に入院に要した診療費が大幅に減少したことにより、今回、減額補正をしたものであります。

また、昨年と比較してどうかについてですが、一般被保険者療養給付費は、前年度より3,023万円余りの減額となる見込みでございます。

以上です。

○松下議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 減額になることについては、これは大いに結構なことやと思うんですが、その要因の分析をしながら、反映をさせていくということが大切だと思うんですが、マイナスになる要因が、現実的にはどういう施策によってマイナスになっていっているのか、それは自然減少なのか、あるいは意図的にというのか、能動的に担当課のほうでそういう取り組みをされて、こういう結果になっているのか。そこら辺の判断については、どのような捉え方をしておられるのか、お聞きをしたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

保険年金課長。

○坂口保険年金課長 尾和議員の再質疑にお答えします。

この疾病の増減する要因でございますが、疾病の発症原因についてということで、レセプト情報だけでは原因まではわかりかねますが、レセプトデータから見ますと、入院が減少している要因については、レセプト、いわゆる循環器系の疾患で、脳梗塞や虚血性疾患、動脈硬化などにかかる費用額が大幅に減少したことというようなことが要因に上げられます。

それから、通院、いわゆる入院外はふえてございます。その要因ですが、消化器系の疾患であるとか、筋骨格系の疾患、いわゆる関節炎であるとか、椎間板障がいなどの疾病が増加しているような状況になってございます。

それが、要因の分析でございます。

○松下議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今回の件なんですけど、私はもう一つ、欠落しているところがあるんじゃないかなと思うんですけど、最近、がん手術、内視鏡手術が非常に多くて、手術しても、大体、がんで1週間ぐらいしたら、もう退院してくださいというような状況があるんですよ。

だから、そういう重大な疾病でも、短期間で、体に余り影響を与えなくて、手術が可能になったという側面があるんじゃないかと思うんですけども、そして、あとは通院でという、病室自体が手狭になってきて、早く回転をさせたいという病院側の意向もあるみたいですね。なるべく長期には入院を避けるという、その動きがあるんじゃないかなと。

それが、片面で、片方で、入院患者の増加につながっているというように、私は見ておるんですけども、そういう分析の仕方というのは、正しいのか、正しくないのか、市の見解を求めたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

保険年金課長。

○坂口保険年金課長 尾和議員の再々質疑にお答えをします。

今、議員、おっしゃられますように、入院につきましては、やっぱり地域医療を推進しているというようなことで、短期入院ということを推進しておりまして、そういうようなことが入院費用の減額になったものということで、我々も考えてございます。

それから、入院外につきましては、やはり入院をして、やっぱり通院が要ってくるというような状況で、通院がふえている状況にあると考えてございます。

以上です。

○松下議長 次に、議案第27号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、議案第27号、補正予算について質疑を行います。

介護保険の問題でありますけど、居宅介護サービス、居宅介護住宅改修、居宅介護サービス計画、高額介護サービス、特定入所者介護サービス等々についての人員ですね、昨年と比較して、どういう推移をたどっているのかについて、お聞きをしたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

長寿介護課長。

○明渡長寿介護課長 尾和議員の質疑にお答えします。

居宅介護サービス給付費は、平成25年度は、延べ8,629人で、昨年度と比較しまして38人の増です。居宅介護住宅改修費については、平成25年度は、延べ97人、昨年度と比較して16人の減、居宅介護サービス計画給付費は、平成25年度は、延べ8,269人、昨年度と比較して78人の減、高額介護サービス費は、平成25年度は、延べ4,467人、昨年度と比較して163人の増です。特定入所者介護サービス費は、平成25年度は、延べ2,560人、昨年度と比較して26人の増となっております。

以上です。

○松下議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 介護に関してですが、今回、要支援と介護との間での線引きが行われようとしているんですが、こうしますと、さらに、要支援のほうの支出が増大するんじゃないかなと思うんですが、市としてはどのようなお考えを持っておられるのでしょうか。

○松下議長 答弁願います。

長寿介護課長。

○明渡長寿介護課長 尾和議員の再質疑にお答えします。

本市といたしましては、今後ますます高齢化していく中で、いつまでも住みなれた地域で、自分なりの生活ができるよう、元気な高齢者には介護認定を受けるような状態にならないよう、介護予防に向けた取り組みが重要であり、また、要支援が増加していることについては、介護サービスの提供だけでなく、できる限り本人の意欲を引き出し、自立を支援するという観点で今後も対応し、重度にならないよう支援していく必要があると考えています。

○松下議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 介護にならないよう、そういう施策をやっていくということですが、私は高齢者、私も高齢者の一員になっておるんですが、65歳以上の方、これから団塊の世代が急速にふえてまいります。特に、そういう時期に入りますと、どうしても家の中にとじこもって、地域との交流なり話し合いなり、そういうお年寄り、女性も男性もそうなんですが、特に、男性が井戸端会議というのか、昔の近所つき

合いが下手な部分がありますので、そういう方が非常に多くなってきます。また、コミュニケーションも欠けてまいります。そういう意味では、ある地方自治体でそういう人に対する支援というのですか、取り組みが非常に先進的なところが、今、次から次に出てきております。

岩出市としては、高齢者の交流拡大あるいは元気なお年寄りをつくっていく意味で、どのような施策を、減らしていくためにも、介護保険料を減らしていくためにも、どのような施策をとろうとしておられるのか、重ねてお聞きをしておきたいと思っております。

○松下議長 答弁願います。

長寿介護課長。

○明渡長寿介護課長 尾和議員の再々質疑にお答えします。

平成27年度からの制度改正を踏まえまして、さまざまな調査分析を踏まえた上で、元気な高齢者が参加できる場、地域で触れ合う場づくりの事業を検討していきたいと考えています。

○松下議長 次に、議案第30号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第30号、条例改正についてであります。

この非常勤の報酬及び費用弁償についてであります。別表第3、区分の認定審査委員の対象者数及び人員についてお聞きをしたいと思います。

重ねて勤務時間数については、どのようになるのか、お聞きをしたいと思います。

それから、別表第4の嘱託医の業務内容及び頻度については、どのような予定があるのかお聞きをしたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

福祉課長。

○寺西福祉課長 尾和議員のご質疑にお答えします。

別表第3、区分認定審査会の対象者及び人数はどうか、勤務時間はどうかについてであります。身体障がい、知的障がい、精神障がい及び難病のおのおのの専門家4名となっております。

また、審査会は月1回程度の開催となっております。

次に、別表第4、嘱託医の業務内容及び頻度はどうかについてであります。眼科嘱託医の主たる業務内容は、公立保育所の全児童に対する年1回の眼科健診でございます。その他、随時、児童に係る健康相談や事故、けがなどの緊急時の対応を

行っていただくこととしております。

ただいまのご質疑の時間数でございますけれども、1時間から2時間程度でございます。

○松下議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 別表第4に関してですが、今、嘱託医の業務内容、頻度についてお聞きをしました。指定管理者になっている保育所、保育園ですね、これは該当しないのでしょうか。その点、お聞きをしたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

福祉課長。

○寺西福祉課長 尾和議員の再質疑にお答えします。

ただいまご質疑の指定管理とおっしゃっていただく保育所のことですが、私立の保育所のことでお答えをさせていただきます。

私立保育所も同様に嘱託医を置いて健診等、それから日常の健康相談をしております。

○松下議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 これ、嘱託医というのは、何人おられて、例えば、担当を決められてやられるのか。私立の保育園についての嘱託医は、私立で持ち出しは自分ところでやってくださいと、費用は私立の保育所からお金が出るのか、市のほうから、その費用を出すのか、そこら辺については、どのような区分けになっているのでしょうか。

○松下議長 答弁願います。

福祉課長。

○寺西福祉課長 ただいまの尾和議員の再々質疑にお答えをいたします。

私立の保育所の嘱託医の費用は、私立の保育所で支払っていただいております。

それから、嘱託医の人数でございますけれども、それぞれの私立の保育所で人数は異なっておりますが、歯科、それから内科、それから眼科の嘱託医を主に置いているところが多い形となっております。

それから、公立の保育所におきましては、内科医が4名、歯科医が4名、眼科医が2名です。このような形で設置をしております。

○松下議長 次に、議案第31号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第31号についてお聞きをしておきます。

先ほども若干触れたんですが、今回の市税改正についてお聞きをしたいと思いません。

法人税の引き下げによる金額というのは幾らとなるのか、お聞きをしたいと思いません。

それから、岩出市の法人税割の税率による減少額は幾らと予測されているのか。

それから、資本金1億円以下かつ法人税額500万円以下の法人数については、どのように把握をされているのか。

それ以外の法人数は何団体あるのかお聞きをしたいと思いません。

それから、軽自動車税の該当する課税客体についてはどうかであります、各課税客体別に詳細を求めたいと思いません。

税収額は幾らとなるのかお聞きをしたいと思いません。

○松下議長 答弁願います。

税務課長。

○松本税務課長 尾和議員の質疑についてお答えいたします。

法人税の引き下げによる金額は幾らとなるかについてであります、法人市民税の法人税割の税率を12.3%から12.1%に改正した場合は、平成26年3月末現在の法人市民税の課税状況で試算いたしますと、法人税割額は、1億4,377万1,000円となり、237万7,000円の減となります。

次に、岩出市法人税割の税率による減少額は幾らとなるかについてであります、条例による不均一課税を行い、平成26年3月末現在の法人市民税の課税状況で試算いたしますと、648万8,000円の減少となります。

次に、資本金1億円以下かつ法人税額500万円以下の法人数はどうかにつきましては、平成26年3月末現在で、687法人でございます。

次に、それ以外の法人数は何団体あるのかにつきましては、平成26年3月末現在で、175法人であります。

次に、軽自動車税に該当する課税客体はどうか、各客体別に詳細に求める税収額は幾らになるかにつきましては、客体ごとに平成26年4月1日現在の課税台数、現行の税率、改正後の税率、重課税率、平成26年4月1日現在の課税台数で試算した税収額の順にお答えいたします。

原動機付自転車、50CC以下、5,203台、1,000円が2,000円、1,040万6,000円でございます。

50 C C 超 90 C C 以下、368台、1,200円が2,000円、73万6,000円でございます。

90 C C 超 125 C C 以下、701台、1,600円が2,400円で、168万2,400円でございます。

ミニカー、37台、2,500円が3,700円で、13万6,900円でございます。

二輪、125 C C 超 250 C C 以下、680台で、2,400円が3,600円、244万8,000円でございます。

二輪の小型自動車、250 C C 超、722台で、4,000円が6,000円、433万2,000円でございます。

三輪は、ゼロ台で、3,000円が3,900円、重課は4,600円ですが、課税台数がゼロ台のため、税収入もゼロとなっております。

四輪、乗用で営業用、2台、うち新規登録1台、うち重課1台、5,500円が6,900円で、重課は8,200円、1万5,100円でございます。

乗用で自家用、1万4,905台、うち新規登録1,362台、うち重課3,317台、7,200円が1万800円で、重課は1万2,900円、1億3,112万6,100円でございます。

貨物用で営業用、61台、うち新規登録5台、うち重課8台、3,000円が3,800円、重課は4,500円、19万9,000円でございます。

貨物用で自家用、3,460台、うち新規登録156台、うち重課1,562台、4,000円が5,000円で、重課で6,000円でございます。1,712万円でございます。

次に、小型特殊自動車、農耕作業用のものは100台で、1,500円が2,400円、24万円でございます。

小型特殊自動車、その他のものは37台で、3,000円が5,900円、21万8,300円でございます。

なお、今後の課税台数の増減等によっては、試算どおりとならないことを申し添えます。

以上です。

○松下議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 さきも若干述べましたんですけれども、課税客体の小型特殊の問題ですね、これ100台ということでご答弁をいただきました。以前にも一般質問等で、私は、農耕用の小型特殊の課税が十分ではないのではないかということを申し上げましたが、その後の改善、結果ですね、改善方法、そういう手段をされたのかどうか、お聞きをしておきたいと思います。

それから、自動車税の見返りとして、税の公平性、都市化の偏重性をなくすため

に、今回の措置がとられた一面はあるんですけども、これだけ税収が上がってくるわけでありまして。軽自動車だけを見ますとですね。これの使い道については、どのようなお考えであるのか。総合的な問題もあるんですけども、担当課、あるいはその他の担当課のほうで、どういう使い方の計画があるのか、お聞きをしておきたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

税務課長。

○松本税務課長 尾和議員の再質疑についてお答えいたします。

小型自動車の農耕作業用についてでございますが、農耕作業用の車両に課税につきましては、市広報紙、市ウェブサイトにて啓発を行っているところでありますが、今年度におきましては、農業収入の申告のある方で農耕作業用車両を課税されていない方に向けて、文書による登録促進を図り、課税につなげてまいりたいと考えております。

もう一つの質疑の使い道についてでありますけれども、一般財源になりますので、それぞれの事業で住民サービスにつなげていきたいと思っております。

○松下議長 再々質疑ありませんか。

これで、議案第31号の質疑を終わります。

続きまして、議案第34号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第34号、これが最後ですので、ご清聴お願いしたいと思います。

補正予算についてであります。まず、14款1目のシステム整備計画、これについての日程ですね、このようなどどういう日程計画でされるのか。マイナンバー制の導入の件であります。これについてお聞きをしたいと思います。

それから、がんばる地域交付金の要綱及び補助金の使途等々についての制約ですね、ここら辺についてお聞きをしたいと思います。

それから、20款2目の対象派遣先ですね、これは何名で、どこへ派遣をしているのかお聞きをしたいと思います。

それから、2款7目の13、委託料について、改修する内容についてお聞きをしたいと思います。

それから、6款1目の藤本食品ですか、奨励金の会社設立、工場設立の奨励金の詳細及び基準ですね、600万円を支出した根拠になるものをご答弁をいただきたいと思っております。

それから、6款2目の用地購入費について、購入先及び平米単価等々の詳細を求めたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

総務課長。

○藤平総務課長 議案第34号の質疑について答弁させていただきます。

1点目と3点目の社会保障・番号制度システム整備の質疑につきまして、一括してお答えをさせていただきます。

まず、整備の計画につきましては、平成28年1月のマイナンバー利用開始に向けて、本年9月ごろから、総務省所管の住民基本台帳システム、地方税務システム、団体内統合利用番号連携システムについてのシステム整備、企画設計及び開発ですけれども、これを予定してございます。

また、厚生労働省所管の福祉系のシステムにつきましても、今後、国県と協議の後、システム整備を計画に進めてまいります。

平成27年度には、主にシステムの製造・総合テストなどを予定しています。

次に、システム改修の委託の中で、主な改修内容は、住民基本台帳システムについては、個人番号を管理項目に追加し、検索、照会等のシステム画面及び各帳票に表示させる機能の開発です。

地方税務システムについては、個人番号、法人番号を管理項目に追加し、検索、照会等のシステム画面及び各帳票に表示させる機能の開発です。

団体内統合利用番号連携システムについては、団体内で保有するデータの名寄せ等の作業を行うための機能の開発です。

次に、2点目の派遣職員給与等交付金の対象派遣先はどこかにつきまして、和歌山県後期高齢者医療広域連合、公立那賀病院、那賀老人福祉施設組合白水園、和歌山地方税回収機構、和歌山県市町村職員研修協議会で5人です。

以上でございます。

○松下議長 財務課長。

○小倉財務課長 尾和議員の質疑にお答えいたします。

1点目のがんばる地域交付金は、国の平成25年度補正予算において、景気回復が波及していない財政力の弱い市町村が行う地域活性化に向けた事業を支援するため、創設された交付金でございます。

議員ご質疑の要綱は、県に確認したところ現時点では示されておりませんが、平成26年5月に内閣府より交付限度額が示されましたので、補正予算に計上いたしま

した。

補助金の使途につきましては、当初予算に計上しております市道改修事業、かんがい排水事業、保育所改修事業及び公民館福祉避難所対策事業としております。

○松下議長 産業振興課長。

○今井産業振興課長 尾和議員のご質疑にお答えいたします。

奨励金につきましては、市の産業の振興と雇用の増大に寄与することを目的といたしまして、岩出市工場設置奨励条例に基づく指定を受けた工場の新設または増設部分の固定資産税に相当する額を限度として、交付するものでございます。

指定工場の基準といたしましては、1番、市の産業振興上適当と認めたもの、2つ目、投下固定資産総額、これは土地に係るものを除きます、これが2,700万円以上のもの、3つ目としまして、常用雇用者が20人以上のもの、ただし、市内雇用者を5人以上含むものとする、4つ目といたしまして、市税を完納している者となっております。

申しわけございません。続きまして、6款1項2目、購入予定地につきましては、旧県会議事堂一乗閣移築先の西側の土地で、約3,000平米でございます。平米当たり約1万5,000円を想定しております。

以上です。

○松下議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 工場奨励金の問題であります、今、ご答弁をいただきました。工場計画等の申請に基づいて決定をされたということではあります、600万円のこの根拠について、どういう根拠に基づいて、その税額を決めたのか。どういう計算方法なのか。

今、聞きますと、固定資産税に相当する分だということなんですが、固定資産税、底地については、借地かどうか、自社持ちの土地なのか、そこら辺、あるんですが、そこら辺について、わかっておればお聞きをしたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

産業振興課長。

○今井産業振興課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

尾和議員、ご質疑のとおり、土地につきましては、借地でございますので、この対象とはなっておりません。建物が2棟と構造物が1つが固定資産税の対象となっております。

補正額641万4,000円の根拠について、お答えいたします。

先ほど申し上げました固定資産税額が課税標準額といたしまして1,831万4,300円、これに半島振興に基づく不均一課税の減額が出まして、641万3,400円が固定資産税額となっております。

○松下議長 再々質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 工場振興の条例では、3年間継続という事項も入っていたと思うんですけども、今回限りなのか、あるいは今回控除しますよね、そして、来年、再来年もその対象になるのかですね。その年度について、お聞きをしておきたいと思いません。

○松下議長 答弁願います。

産業振興課長。

○今井産業振興課長 尾和議員の再々質疑にお答えいたします。

議員ご質疑のとおり、工場奨励金につきましては、3年間奨励金が交付されることとなっております。

○松下議長 これで、尾和弘一議員の質疑を終わります。

以上で、議案第20号から議案第39号までの議案20件に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第20号から議案第39号までの議案20件は、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を、6月24日、火曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(異議なし)

○松下議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議は、6月24日、火曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日はこれにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(11時40分)